

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐（新給付担当）

職場復帰が困難となった場合等における育児休業給付金の取扱いについて
（令和6年能登半島地震関係）

令和6年能登半島地震により、預け先として予定していた保育所等が被害を受け、予定していた育児休業からの職場復帰が困難になった場合等の育児休業給付金の取扱いについて、下記のとおり示すので、その実施に遺漏のないよう特段のご配慮をよろしく願います。

記

- 1 預け先として予定していた保育所等が被害を受け、予定していた職場復帰が困難になった場合の育児休業給付金受給者への対応について
新潟県、富山県、石川県及び福井県の災害救助法適用地域（以下「対象地域」という。）に所在する保育所等が被害を受けたために、職場復帰ができない場合（二次避難や受付の停止のために、保育所等への保育の申し込みができなかった場合を含む。）雇用保険業務取扱要領 59603(3)イに該当するものとして、支給対象期間の延長を行って差し支えないこと。また、保育の利用が実施されないことの確認は、市町村より発行された証明書を提出させることとしているが、市町村から証明書等が発行されない場合については、59603(3)イなお書きのとおり、被保険者の疎明書を提出させることにより、確認することとして差し支えないこと。
- 2 同一の子について3回目以後の育児休業を取得する場合の対応について
育児休業を行ったことのある労働者が当該対象育児休業終了後、対象地域に所在する保育所等が被害を受けたために、当該子（1歳に満たない子に限る。）について保育の利用が実施されず、同一の子について3回目以後の育児休業を取得する場合、雇用保険業務取扱要領 59503-2(3-2)ロ(ト)に該当するものとして、育児休業給付金の対象として差し支えないこと。なお、3回目以後の育児休業を取得後上記1の事由により、支給対象期間を延長することも可能であること。